

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			対応	理由
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
98	住基担当課	転出証明書	-	-	-	【MJ+文字図形名欄】がある。	文字コードはJIS X 0221 2020、文字セットは MJ +とすることがあるべき姿だが、それが困難である場合、QRコードの印字をしない。	業務精度の向上			仕様書修正	以下のとおり、縮退せずに置換しそれ以外は「？」に変換する旨について、諸元表に追記する。 「縮退変換せず、SJISで符号可能なJIS X0208と一意に変換できない字をすべて「？」に変換する」
97	住基担当課	転出証明書	-	-	-	項番49「QRコード個人」の「その他編集条件」に「SJISで表現できない文字は？に置き換える」と記載がある。	文字コードはJIS X 0221 2020、文字セットは MJ +とする。	業務精度の向上	氏名等の文字をSJISに変換する際には、「？」に置き換えずに変換できた文字についても、元の文字の字形を正確に表現できていない（いわゆる文字丸まりや縮退が起きている状態）と考えられる。その場合、氏名漢字という性質を考えると、変換前の文字とは別字と扱うべき。そのため、自治体職員にとっては、「？」に変換されていない文字についても、転出証明書に印字された文字と字体・字形等に相違がないか確認せざるを得なくなる。その工程で字体・字形の違いの見落としによるミスが発生するリスクがあり、業務精度が低下する。	仕様書修正	同上	
96	住基担当課	転出証明書	-	-	-	項番49「QRコード個人」の「その他編集条件」に「文字コード：半角ASCIIと全角SJIS」と記載がある。	文字コードはJIS X 0221 2020、文字セットは MJ +とする。	業務効率の向上	氏名等についてはSJISでは正確に表現できない文字が多いため、標準システムにおいては文字コードをJIS X 0221 2020、文字セットをMJ+としている。それを踏まえると、QRコードを作成する際に、わざわざSJISに変換するのは効率的ではないと考える。現状の仕様だと、転入処理の際にデータとして取り込むためには、転出元でJIS X 0221 2020⇒SJISに変換してQRコードにしたものを、転入先でSJIS⇒JIS X 0221 2020に変換する必要がある。  また、表現できる文字の幅の少ないSJISに一度変換された後のCSVデータは、元の文字に正確に復元ができないため、住民記録システムに取り込む際に文字の確認や修正が必要となる。その点、「文字コードはJIS X 0221 2020、文字セットは MJ +」にすればデータを取り込むだけで済むので、業務効率の向上につながる。	仕様書修正	同上	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			対応	理由
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
110	住基担当課	転出証明書				JIS X 0510:2018 Model2 誤り訂正レベル：L(7%) あるいはM(15%) M推奨 解像度：600dpi セルサイズ 0.21mm以上 文字コード：半角ASCIIと全角SJIS（SJISで表現できない文字は？に置き換える）	JIS X 0510:2018 Model2 誤り訂正レベル：L(7%) あるいはM(15%) M推奨 解像度：600dpi セルサイズ 0.21mm以上 文字コード：バイナリ	業務効率の向上	標準仕様により各自治体の住記システムの文字コードがMJ+になるにもかかわらず、転出証明書情報をQRコードで表現する際にSJISにしてしまつては連携に不都合が生じる。可能な限り手作業が入ることを避けるため、QRコードの情報をそのまま引用できるようQRコードの出力も読み取りもバイナリでできるよう仕様の策定をお願いしたい。	仕様書修正	同上	
11	事業者	転出証明書	-	-	-	5ページ MJ+文字図形名の例 MJ+000001 MJ+000002 MJ+000003	5ページ MJ+文字図形名の例 MJ+000001 MJ000123 MJ000456	業務精度の向上	SJISで表現できない文字は「？」への置き換え対象となるため、MJ+だけではなく従来のMJ文字図形名も必要となる。MJ+ができて従来のMJ文字図形名を振り直すわけではないと思われるため、MJ+ではない従来のMJ文字図形名の例も記載してほしい。	仕様書修正	デジタル庁に確認したところ、以下①との回答を受けたため、QRコードにて記載する文字図形名の例示は以下②とする。 ①行政事務標準文字図形名が正式名称になり ・MJXXXXXX（既に命名されているもの） ・GJXXXXXX（新規に命名）で構成する。 ②MJ123456,GJ987654	
10	事業者	転出証明書	-	-	-	5ページ 「【MJ+文字図形名欄】」が文字列の記載となっている	5ページ 「【MJ+文字図形名QRコード】」に修正する	業務精度の向上	MJ+図形文字名を文字列で記載されても、「？」1個につき英数字9文字入力して漢字辞書を検索する必要がある。それを職員が手作業で行うのは大幅な作業増になる上、文字の置き換え入力も手作業となりミスも増加する。QRコードにすれば置き換える対象である「？」も、置き換える文字検索もほぼ自動で対応ができる	仕様書修正	MJ+文字図形名についてはQRコードで印字することとする。 また、「2.2.3文字コード照会等」においてMJ+文字図形名から文字を照会できる機能を【標準オプション機能】として追加する。	
12	事業者	転出証明書	-	-	-	4ページ 項番51 項目名：仕様書版数桁数/行：5	4ページ 項番51 項目名：仕様書版数桁数/行：6	システム上の理由	記載例：「第4.1版」と記載するために5文字にしているが、1年に1度改版していくと後6年で「第10.0版」となるため、6文字にしておいたほうがよい。	軽微な修正	ご指摘のとおり修正する。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
31	住基担当課					20.1.1 住民票の写し 住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下のとおりとすること。 ・氏名（ローマ字、漢字を含む。） ・旧氏 ・通称 ・生年月日 ・性別 ・世帯主（※） ・世帯主との続柄（※） ・戸籍の表示（本籍・筆頭者）（※） ・住民となった年月日 ・住所を定めた年月日 ・住所（方書を含む。） ・届出日 ・転入前住所（国外を含む。） ・個人番号（※） ・住民票コード（※） ・外国人住民となった年月日 ・国籍・地域 ・法第30条の45に規定する区分 ・在留期間等 ・在留期間の満了の日 ・在留資格 ・在留カード等の番号 ・通称の記載及び削除に関する事項 統合記載欄に、異動履歴を記載できること。 ※ 当該項目については、省略の指定ができること。	20.1.1 住民票の写し 住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下のとおりとすること。 ・氏名（ローマ字、漢字を含む。） ・旧氏 ・通称 ・生年月日 ・性別 ・世帯主（※） ・世帯主との続柄（※） ・戸籍の表示（本籍・筆頭者）（※） ・住民となった年月日 ・住所を定めた年月日 ・住所（方書を含む。） ・届出日 ・転入前住所（国外を含む。） ・個人番号（※） ・住民票コード（※） ・外国人住民となった年月日 ・国籍・地域（※） ・法第30条の45に規定する区分（※） ・在留期間等（※） ・在留期間の満了の日（※） ・在留資格（※） ・在留カード等の番号（※） ・通称の記載及び削除に関する事項（※） 統合記載欄に、異動履歴を記載できること。 ※ 当該項目については、省略の指定ができること。		5.1 証明書記載事項 外国人の場合は、国籍・地域、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等の番号、通称の記載及び削除に関する事項の省略も指定できること。と記載されており矛盾しているため  20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）も同様に修正が必要	軽微な修正	誤記のため、修正する。	
38	事業者	転出証明書	-	-	-	（項番46） ・・・、該当するMJ+文字図形名をQRコード共通欄内「MJ+文字図形名欄」の記載の1行下から記載 記載例： MJ+000001	（項番46） ・・・、項目名と該当するMJ+文字図形名をQRコード共通欄内「MJ+文字図形名欄」の記載の1行下から記載 記載例： 転入先住所 MJ+000001	業務効率の向上	SJISで表現できない文字が多数あった場合など、MJ+文字図形名だけでは、どの項目に使用されているのかの判断が困難ではないでしょうか。	対応なし	MJ+文字図形名についてはQRコードで印字することとする。 なお、データ項目順は、諸元表の「QRコード共通」及び「QRコード個人」に示されているデータレイアウトの順であり、「データ項目順かつ項目内に表記されている順」であるため判別可能。	
39	事業者	転出証明書	-	-	-	（項番50） ・・・、該当するMJ+文字図形名をQRコード個人欄内「MJ+文字図形名欄」の記載の1行下から記載 記載例： MJ+000001	（項番50） ・・・、項目名と該当するMJ+文字図形名をQRコード個人欄内「MJ+文字図形名欄」の記載の1行下から記載 記載例： 氏名 MJ+000001	業務効率の向上	J-LIS既存住基改造仕様書の転出証明書情報通知の個人部分の項目並び順と、紙の転出証明書の項目並び順に違いがあるため、SJISで表現できない文字が多数あった場合など、MJ+文字図形名だけでは、どの項目に使用されているのかの判断が困難ではないでしょうか。	対応なし	#38のとおり。	
37	事業者	転出証明書	-	-	-		説明文の追加	システム上の理由	説明文「※ QRコードにおいて表現で・・・」の項目を規定されていない。	対応なし	#38のとおり。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
131	事業者	転出証明書	-	-	-	(項番46) QRコード共通においてSJISで表現できない文字「？」がある場合は、・・・		システム上の理由	SJISで表現できない文字がない場合は、「[空欄]」など何か記載するのでしょうか。SJISで表現できない文字がない場合の対応を諸元表で明確に規定した方が良いのでしょうか。	対応なし	MJ+文字図形名についてはQRコードで印字することとする。 なお、現在の規定と同様、当該文字がない場合は「[空欄]」の記載はせず、QRコードを記載しない想定とする。	
41	事業者	転出証明書	-	-	-	(項番50) QRコード個人においてSJISで表現できない文字「？」がある場合は、・・・		システム上の理由	SJISで表現できない文字がない場合は、「[空欄]」など何か記載するのでしょうか。SJISで表現できない文字がない場合の対応を諸元表で明確に規定した方が良いのでしょうか。	対応なし	#131のとおり。	
36	事業者	転出証明書	-	-	-	・・・※ QRコードにおいて表現できない文字（「？」で表記・・・		システム上の理由	【MJ+文字図形名欄】があった場合にのみ、説明文を記載するというのでしょうか。日本人のみ世帯の場合、説明文の部分に認証文が記載されるため、記載場所の確保が難しいのではないのでしょうか。	対応なし	MJ+文字図形名についてはQRコードで印字することとする。 そのため、当該文章については記載しないこととする。	
1	事業者	転出証明書	-	-	-	項目として「（共通）MJ+文字図形名」が追加されている。	項目として「（共通）MJ+文字図形名」を追加せず、項目「QRコード共通」に「（共通）MJ+文字図形名」の情報を追加する。	業務効率の向上	「（共通）MJ+文字図形名」を項目「QRコード共通」に含めることで、SJISで表現できない文字の「MJ+」文字への置換を自動化できると判断されるため。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 MJ+文字図形名についてはQRコードで印字することとする。	
2	事業者	転出証明書	-	-	-	項目として「（個人）MJ+文字図形名」が追加されている。	項目として「（個人）MJ+文字図形名」を追加せず、項目「QRコード個人」に「（個人）MJ+文字図形名」の情報を追加する。	業務効率の向上	「（個人）MJ+文字図形名」を項目「QRコード個人」に含めることで、SJISで表現できない文字の「MJ+」文字への置換を自動化できると判断されるため。	対応なし	#1のとおり。	
3	事業者	転出証明書	-	-	-	項目として「MJ+文字図形名欄」が追加されている。	項目として「MJ+文字図形名欄」を削除する。	業務効率の向上	「MJ+文字図形名」を項目「QRコード」に含めることで、SJISで表現できない文字の「MJ+」文字への置換を自動化できると判断されるため。	対応なし	#1のとおり。	
103	住基担当課	転出証明書				「QRコード共通においてSJISで表現できない文字「？」がある場合は、データ項目の順目つ項目内に表記されている順に、該当するMJ+文字図形名をQRコード共通欄内「MJ+文字図形名欄」の記載の1行下から記載」と記載がある。	「該当するMJ+文字図形名をQRコード共通欄内「MJ+文字図形名欄」の記載の1行下から記載」を「該当するMJ+文字図形名および文字イメージをQRコード共通欄内「MJ+文字図形名欄」の記載の1行下から記載」	業務精度の向上	文字イメージがあった方が入力誤りが少なくなるため。	対応なし	対応なし。 なお、文字イメージについては転出証明書本体にて確認ができる。	
4	事業者					項番46の行数（繰り返し）について「？」の文字数分とある。	縦幅を考慮し、出力すべき行数を明示する。また、超過した場合の取り扱い（複数ページの記載は求めないなど）についても明示していただきたい。	システム上の理由	仕様が曖昧であるため。	対応なし	MJ+文字図形名についてはQRコードで印字することとする。 なお、現在の規定と同様、出力すべき行数については当該「？」の文字数である。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			対応	理由
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
102	住基担当課					住基ネットにおける MJ+に係る文字情報の連携方法等については、検討を	住基ネットにおける利用文字の MJ+ 化については、検討を	業務精度の向上	各自治体の住民記録システムで標準準拠システム(MJ+)を利用することが義務付けられた中で、住基ネットにおいて住基ネット統一文字を維持すればデータ連携時の変換・縮退を解消することができません。住基ネットの利用文字についても MJ+ に転換していく方針を明記すべきと考えます。	対応なし	今後の住基ネットの在り方を検討する中で、ご意見として受け止める。	
49	住基担当課	転出証明書	-	-	-	(共通) MJ+文字図形名	(削除)	システム上の理由	標準化対応にあたり、MJ+に係る文字セット及びフォントの導入については経過措置が設けられている。  今回、転出証明書のQRコードの補足部分のみの修正となっているが、一部分に特化した MJ+ 導入に向けた修正と言わざるをえない。  転出証明書の記載内容を職員等が手入力するケースや特例転入時の住基ネットを経由して転出証明書情報通知(83FI)を反映するケースがあり、届出内容を優先する場合は、引越しOSSで入力された内容を利用するケースもある。住基ネットや引越しOSSの MJ+ 対応等、転出入業務における市区町村間等のやり取り全般を踏まえて、MJ+の導入に関して検討いただきたい。	対応なし	意見照会の対象外。 なお、住基ネットや引越しOSSの MJ+ 対応については、標準仕様書の以下に記載のとおり現在検討を行っている。 4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込～ 4.2.0.8 CSから受信した住民票記載事項通知の取込 「※住民記録システムにおける文字要件については、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づき、従来の文字セットから MJ+ に同定し、文字の標準化を進めていく。なお、住基ネットにおける MJ+ に係る文字情報の連携方法等については、検討を行っているところであり、この検討を踏まえ、再修正を行う予定である。」	
91	住基担当課	転出証明書	-	-	-	記載なし	方書の記載方法について明確にする	自治体個別の条例・政策などの対応	1.項目・記載内容の項番7および8について【住所の方書】の取り扱い文言がありません。方書の表記方法は市区町村ごとに違うため、標準化による運用の修正があるのかも確認したい。また、現在の特例転出の転出証明書のように住所と続けて方書表記をするかもしれませんが、スペースの区切りや改行など記載内容も確認したい。	対応なし	意見照会の対象外。 なお、「共通項目」シートにおいて住所型については住所と方書の間に空白を入れることは既に規定済み。	
9	住基担当課	転出証明書	-	-	-	個人番号と住民票コードの記載場所が上下となっている。	個人番号と住民票コードの記載場所を別々に修正する。且つ、フォントを大きくする。枠線を目立たない書式にし、記載されている1人毎の記載内容をわかりやすく記載する。	業務精度の向上	改ざん防止用紙の転出証明書を確認しているとき、数字が近くに沢山あると、どこをみているかわからなくなる。また、年配職員にはフォントが小さくて大変見づらいため、枠線もチカチカして見づらいので、もう少し見やすい枠線に変えてほしい。	対応なし	意見照会の対象外。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
92	住基担当課	転出証明書	-	-	-	文字のフォントサイズが小さい	文字のフォントサイズを大きくする	業務精度の向上	資料1-3の転出証明書について、表示される文字が小さすぎる。桁あふれを防ぐため文字数・桁数を確保しているためと理解はできるが、現状の特例による転出証明書の文字サイズ以下では入力時に見落としによる誤記が発生する可能性が高い。なお、文字サイズ拡大調整のため1ページに異動者3人への変更や余白調整も再考願います。	対応なし	#9のとおり。	
7	住基担当課	転出証明書	-	-	-	氏名「フリガナは出力しない。」	氏名「フリガナは出力する」に修正する	業務精度の向上	最後の点検時は転出証明書にフリガナの記載がある方が誤りが置きにくい。現在も、転出証明書にフリガナが記載されている市町村があり、転入時の点検の際非常に助かっている。	対応なし	意見照会の対象外。	
8	住基担当課	転出証明書	-	-	-	通称の記載及び削除に関する事項について、1人1枚となっている。	通称の記載及び削除に関する事項について、複数人で1枚とする。	業務効率の向上	通称名の記載がある外国人は、家族で転出されることが多い。本来通称は社会生活上通用している等の事由で記載されるもので、何度も変更すべき事項ではないと考える。また、複数間にわたり通称の記載及び削除を確認することは業務の負担となるため。	対応なし	意見照会の対象外。 なお、昨年度7月全国意見照会（No.1368）にて以下回答としている。 「対応なし。 通称の記載及び削除に関する事項は個人ごとに管理される情報であり、世帯ごとに出力することを想定していない。」	
154		転出証明書	-	-	-	-	-	業務効率の向上	転出証明書の「MJ+文字図形名」につきまして、文字コードとMJ+文字図形名のコード表等は提供いただけるという認識でよいでしょうか。	対応なし	当該仕様書の範囲外。 なお、デジタル庁より以下回答を受領。 「属性情報を公開すること等、現在検討中である。」	
70	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	本籍地について、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数回変更することがあり得ることから、現住が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しを保存している全ての市区町村で支援措置を講ずる必要がある。	「現住が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しを保存している全ての市区町村で支援措置を講ずる必要がある。」を「現住が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しおよび住民票の除票を保存している全ての市区町村で支援措置を講ずる必要がある。」	法令への対応	支援措置について、本籍地において、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数回変更することがあり得ることから、現住が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しを保存している全ての市町村で支援措置を講ずる必要があるとされているが、前住所についても、現住所に異なる前住所から複数回転入することから、附票と同様に現住が記載されている除票を保存している市町村で支援措置を講ずる事でよいか。	対応なし	意見照会の対象外。 なお、許容されており、支援を求める事務及び住所等で管理できる項目として、「住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等」としている。	
72	住基担当課	第3章 機能要件	10 共通	11.1 エラー・アラート項目		項目表記ルールに沿わない表記による入力が行われた場合（例：氏名等の全角文字列入力項目において、空白が2文字以上連続で含まれている、全角項目において全角以外が含まれている）	「氏名等の全角文字列入力項目において、空白が2文字以上連続で含まれている」の削除	業務効率の向上	エラー項目一覧エラー番号2に関して、文字基盤を参照できない文字の時には空欄もあり得ると思うが、空白が2文字以上であると登録ができないと実務に影響が出ると思われる。	対応なし	意見照会の対象外。 なお、項目表記ルールの例示はあくまで例として記載しており、各ベンダの仕様により定まると想定される。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			対応	理由
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
73	住基担当課	第3章 機能要件	10 共通	11.1 エラー・アラート項目		住民記録システム内のデータ（仮登録の状態の者を含む。）において、住民票コード、個人番号又は在留カード番号が一致する者がいた場合	「（仮登録の状態の者を含む。）」を削除	業務効率の向上	エラー番号4で仮登録の状態でも住民票コード、個人番号又は在留カード番号が一致するものがあった場合、エラーがでるとのことだが、本登録時にエラーとし、仮登録の場合、エラーではなくアラートとすることはできないか。 （本市の場合、仮登録段階ではRPAが仮で住民票コード等を入力し、本登録前に修正して登録しているため）	対応なし	意見照会の対象外。	
6	情報政策担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	団体内統合宛名システムに情報提供ネットワークシステム上での不開示・自動応答不可設定要求が送付されること。	団体内統合宛名システムに情報提供ネットワークシステム上での不開示・自動応答不可設定要求が送付されること。 加害者については、不開示コードを設定した情報照会が可能となるよう加害者情報を団体内統合宛名システムに連携すること。	業務精度の向上	平成29年7月14日内閣官房番号制度推進室事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」において、加害者が情報提供等記録を確認することにより被害者の避難先が判明しないよう不開示コードの設定をする必要があるため、不開示コードを設定した情報照会が誤りなく実施できるようにするため。	対応なし	意見照会の対象外。 なお、住民記録システムからは、団体内統合宛名システムに情報提供ネットワークシステム上での不開示・自動応答不可設定要求が送付することとなり、加害者情報を連携する必要はないと考える。	
71	住基担当課	第3章 機能要件	9 バッチ	9.4 成年被後見人		成年被後見人の転出があった場合、転入通知受領後、転入地市区町村へ発送する通知書を作成できること。	「通知書を作成できること。」を「印鑑登録システムから通知書を作成できること。」	法令への対応	成年被後見人についてだが、成年被後見人の通知については印鑑登録事務で行っているが、印鑑登録事務で得た成年被後見人の情報を、利用目的の異なる住基事務で利用して問題はないのか。また、住民記録システムではなく印鑑登録システムから通知が出力された方が良いのではないか。	対応なし	意見照会の対象外。 なお、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を提出しようとした場合に、成年被後見人であるかどうかを確認する必要があり、住民記録システムにおいて当該機能を実装することとしている。	
48	住基担当課				—	—	—	業務効率の向上	意見照会の対象資料として、住民記録システム標準仕様書【第4.1版】（案）と印鑑登録システム標準仕様書【第3.1版】（案）が示されたが、PDFファイルでの提供であり、修正履歴もなく、修正箇所を特定するのに時間がかかった。 WORD文書で提供いただくか、6/19にデジタル庁から示された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づいて修正案であっても正誤表の提供いただきたい。 また、仕様に直接関係する必須・不可・オプション機能に係る修正か、直接関係しない【考え方・理由】等の修正かについても判断できるようにしていただきたい。	対応なし	ご意見として受け止める。 今後、確認いただく際の負担が少なくなるよう対応を検討する。	